

長崎県自転車活用推進計画の概要



1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題、地域特性や地域資源を活かした目標や施策の方向性を示したものの

(2) 計画期間

長崎県総合計画チャレンジ2020と、国の自転車活用推進計画の計画期間との整合を図り、長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 計画の位置付け

自転車活用推進法第10条に基づいて定めるものであり、国の自転車活用推進計画を勘案しつつ、長崎県総合計画チャレンジ2020の下部計画として位置付け

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日 成立
2017年5月1日 施行
※国の自転車活用推進計画
2018年6月8日 閣議決定

2. 現状及び課題、計画の目標

(1) 長崎県における自転車を巡る現状と課題

- ▶ 平地が少ないことから世帯あたりの自転車保有率は全国最下位で、地域によって自転車利用に差がある
- ▶ 近年、スポーツタイプや電動アシスト自転車などの普及により、自転車を巡る課題は多様化している
- ▶ 地域活性化の取り組みとして地域資産を活かしたサイクルイベントが開催されており、多くの参加者が期待されている
- ▶ レンタサイクルは観光の二次交通手段として活用され、電動アシスト自転車等の導入により地形的なハンディへの対応ができています

(都市環境)

- 自転車通行空間の整備
- コンパクトシティの形成

(健康増進)

- 健康寿命の延伸

(観光地域づくり)

- 観光客のニーズ変化
- サイクリング環境の整備

(安全・安心)

- 交通ルールの周知・教育
- 点検整備

(2) 計画の目標

目標1 自転車を快適に利用できる良好な都市環境の形成

コンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等の交通を中心としたまちづくりを推進し、良好な都市環境の形成を図る。また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、自転車利用が見込まれる地域等において安全で快適な自転車利用環境を計画的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進する。

目標2 サイクルツーリズムによる観光振興と地域活性化

自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行や、サイクルイベントの開催等を通じた観光地域づくりを促進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

歩行者、自転車、自動車がいずれも互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出するとともに、自転車の点検整備を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。

長崎県自転車活用推進計画の概要



3. 自転車の活用の推進に関する施策

目標1 自転車を快適に利用できる良好な都市環境の形成

- 施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進
市町の推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。
- 施策2 違法駐車取締りの推進による自転車通行空間の確保
自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。
- 施策3 まちづくりと連携した総合的な取組の実施
歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

目標2 サイクルツーリズムによる観光振興と地域活性化

- 施策4 サイクルイベント開催における支援
長崎県スポーツコミッションを活用し、市町などサイクルイベント実施主体と連携して、県内におけるサイクルイベントの開催や継続に向け、国内外で開催されている他事例紹介や助言等の支援を実施する。
- 施策5 地域の魅力を活かしたサイクルツーリズムの推進
官民が連携した走行環境の整備の促進や、サイクリストの受入環境の整備等により、サイクルツーリズムを推進する。

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 施策6 自転車の安全利用の促進
県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。
- 施策7 学校における交通安全教育の推進
自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。
- 施策8 自転車通行空間の計画的な整備推進【施策1の再掲】

その他の取り組み

- ① 健康増進に関する取組方針
国が取り組んでいる自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医学的効果に関する調査・研究結果等を注視し、明確な科学的根拠に基づいた情報発信・広報啓発などの展開について検討する。
- ② 保険などの加入を促進させる取組方針
自転車乗用者の事故では、被害者となるものだけでなく、加害者となり歩行者等に対して損害責任を負うケースがあることから、広報啓発等による損害賠償責任保険などへの加入促進を図る。

4. 計画の進め方（指標の設定）

- 自転車活用推進計画を策定した市町数【実績値 0市町（2017年度）→ 目標値 4市町（2020年度）】
- 地域の協議会で設定したモデルルートに対して走行環境の整備に着手した地域の数【実績値 0地域（2018年度）→ 目標値 3地域（2020年度）】
- 自転車乗用中の交通事故死傷者数【実績値 197人（2015年）→ 目標値 145人以下（2020年）】
- 交通安全について指導している学校の割合【実績値 99.8%（2015年度）→ 100%（2020年度）】